

市報ゆふ

みんなであいさつ“にこにこ笑顔”
2014.3 Vol.102
あらかしの森の林通信

健康立市



窓口業務時間延長変更のお知らせ～開庁曜日が変わります～

新しい総合計画の策定に向けて

犬の予防注射と登録のお知らせ



窓口業務時間延長変更のお知らせ ～開庁曜日が変わります～

7時まで
窓口延長

現在、各庁舎において午後5時までの窓口時間を2時間延長して、午後7時まで開庁していますが、平成26年4月1日より各庁舎の開庁曜日が次のように変更になりますのでお知らせします。

(湯布院庁舎) 月曜日・火曜日…地域振興課窓口 ☎0977-84-3111

(庄内庁舎) 水曜日・木曜日…市民課および税務課窓口 ☎097-582-1111

(挾間庁舎) 木曜日・金曜日…地域振興課窓口 ☎097-583-1111

■開庁日時

平成26年4月1日から平成27年3月31日の月曜日から金曜日（祝日年末年始除く）の午後7時まで

■取扱業務

(1)住民票等に関するもの

- ①住民票
- ②住民票記載事項証明
- ③戸籍謄本・抄本（現在戸籍に限る）
- ④戸籍の附票（現在の住所が載っている戸籍の附票のみ）
- ⑤印鑑登録
- ⑥印鑑登録証明書
- ⑦身分証明書

※身分証明書については平成26年4月1日からの取り扱いとなります。本人以外は委任状が必要です。また、本籍が由布市となってから3ヵ月以上経過した方のみが対象です。

(2)税等に関するもの

- ①所得額・課税額証明書
- ②課税証明書
- ③評価額証明書（土地・家屋）
- ④公課証明書（土地・家屋）
- ⑤資産証明書
- ⑥完納の納税証明書
- ア.納税証明書
- イ.軽自動車税納税証明書（車検用のみ）

開庁時間に窓口へお越しいただけない方は、次の方法により申請することもできます。

【おおいた広域窓口サービス】

「おおいた広域窓口サービス」に参加している県内15市町の窓口で住民票の写し、印鑑証明、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、身分証明書の交付を受けられます。※現在のものに限る

- ◆利用できる方は、参加市町に住民登録のある方に限られます。
- ◆委任状による請求はできません。
- ◆取扱時間は午前8時30分から午後5時までです。

【郵便による請求】

◆郵便で戸籍等各種証明書の請求ができます。
※詳しくは、由布市ホームページ（<http://www.city.yufu.oita.jp/>）か市民課、税務課、挾間庁舎地域振興課窓口、湯布院庁舎地域振興課の各窓口にお問い合わせください。

窓口を午後7時まで開庁している庁舎のお知らせ

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 庄	4 庄	5 挾	6 挾/湯	7 湯	8
9	10 庄	11 庄	12 挾	13 挾/湯	14 湯	15
16	17 庄	18 庄	19 挾	20 挾/湯	21	22
23	24 庄	25 庄	26 挾	27 挾/湯	28 湯	29
30	31 庄					

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1 湯	2 庄	3 庄/挾	4 挾	5
6	7 湯	8 湯	9 庄	10 庄/挾	11 挾	12
13	14 湯	15 湯	16 庄	17 庄/挾	18 挾	19
20	21 湯	22 湯	23 庄	24 庄/挾	25 挾	26
27	28 湯	29	30 庄			

※午後5時以降の税等の納付、各種申請等の受け付けはお取り扱いできません。

新しい総合計画の策定に向けて 由布市と九州大学が協力協定を締結

2月13日、まちづくりに関する総合的な計画等の策定に向けて、由布市は九州大学（大学院工学研究院、大学院工学府、工学部）と協力協定が結ばれました。

これまで九州大学と由布市は、各種計画や景観に関する条例等、個別の課題に協力して取り組んできました。その実績をもとに、より総合的なまちづくりに関する計画の策定と運用、その効果の検証までを含めた幅広い分野で、継続的に連携協力していくことが両者の発展にとってメリットが大きいとの考えで一致し、今回の協定締結に至りました。

調印式には、由布市から首藤奉文市長、溝口隆信由布市総合政策課長が出席し、工学研究院からは山田淳工学研究院長、塚原健一工学研究院環境社会部門長が出席しました。

には専門的知識を持った人材が豊富。協力をまちづくりの計画策定を進めることで地域の課題解決を図っていききたい」と協定締結の喜びを述べました。それに対し、山田工学研究院長は「行政、市民の皆さんとともに由布市のまちづくりに参加できることは大変光栄。今後もエネルギー、資源、環境、社会基盤等の幅広い分野でパートナーとしての関係を深めていきたい」とまちづくりへの意欲を語りました。



協定書を取り交わす山田工学研究院長（左）と首藤市長（右）

して進めていく予定です。

◆問い合わせ

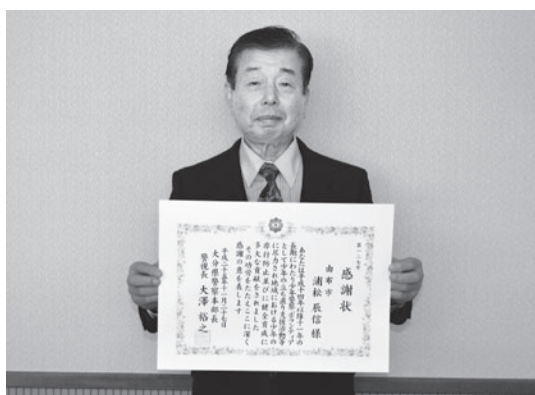
総合政策課（庄内庁舎）

☎097-582-1111

（内線222）

永年の活動に功勞

1月18日、少年の非行防止や健全育成などに永年尽力されたとして、湯布院町岳本の浦松辰信さんが大分県警より感謝状を受けました。浦松さんはこれまで少年警察ボランティアとして、少年の立ち直り支援活動等に積極的に取り組んできました。浦松さんは「このような感謝状をいただいて、これからの活動の励みになります。青少年のサポート活動にこれからも励んでいきたい」と感想を話しました。



庄 内 地 域		
月 日	時 間	場 所
4月22日 (火曜日)	9:20 ～ 9:30	小挾間神社前
	9:40 ～ 9:50	柚の木バス停前
	10:00 ～ 10:10	影戸公民館前
	10:20 ～ 10:30	上瀬口バス停前
	10:40 ～ 10:50	竹の中工芸センター
	11:00 ～ 11:10	中尾公民館前
	11:20 ～ 11:40	久保公民館前
	13:50 ～ 14:00	蛇口公民館前
	14:10 ～ 14:30	長宝団地公園
	14:40 ～ 14:50	櫟木バス停前
	15:00 ～ 15:10	下櫟木交差点

湯 布 院 地 域		
月 日	時 間	場 所
4月23日 (水曜日)	9:30 ～ 9:50	荒木公民館前
	10:00 ～ 10:20	石光公民館前
	10:30 ～ 10:50	西石松公民館前
	11:00 ～ 11:10	山崎地区集会所前
	13:30 ～ 13:50	川西児童体育館前
	14:00 ～ 14:10	内徳野公民館前
	14:20 ～ 14:30	上津々良農民研修センター前
4月24日 (木曜日)	14:40 ～ 15:00	鮎川公民館前
	9:30 ～ 10:00	塚原公民館前
	10:20 ～ 10:30	若杉公民館前
	10:45 ～ 11:00	並柳公民館前
	11:10 ～ 11:30	水道課前(旧湯布院地域振興課水道係)
	13:30 ～ 13:40	湯平農民研修センター前
	13:50 ～ 14:00	湯平ふれあい公園(橋本)
	14:10 ～ 14:20	畑発電所前
	14:30 ～ 14:40	畑グランド前
4月25日 (金曜日)	14:50 ～ 15:00	下湯平農民研修センター前
	9:40 ～ 9:50	水地公民館前
	10:10 ～ 11:00	温湯区 公民館前
	11:10 ～ 11:40	社会福祉協議会駐車場

※ 変更点
庄内地域の「高津原三叉路」は「栢の木バス停前」に統合しました。
その他の会場については、場所の変更はありません。
会場によっては、昨年と時間が異なる場合がありますので、ご確認ください。

庄 内 地 域		
月 日	時 間	場 所
4月16日 (水曜日)	9:30 ～ 9:50	柿原公民館前
	10:00 ～ 10:10	仁瀬の坂三叉路
	10:20 ～ 10:30	鹿倉バス停前
	10:50 ～ 11:00	下直野公民館前
	11:10 ～ 11:20	内山観音入口
	11:30 ～ 11:40	井手下バス停前
	14:10 ～ 14:20	栢の木バス停前
	14:30 ～ 14:40	中村バス停前
	14:50 ～ 15:00	阿蘇野中央公民館前
4月17日 (木曜日)	9:30 ～ 9:50	下武宮生活改善センター前
	10:00 ～ 10:10	佐藤剛夫様宅前
	10:20 ～ 10:30	平石農協倉庫前
	10:40 ～ 10:50	雲取神社
	11:10 ～ 11:20	和田九州男様方前(水足)
	11:30 ～ 11:40	佐平治精米所前
	13:50 ～ 14:00	土師達信様宅前(長野)
	14:10 ～ 14:20	長野農協倉庫前
	14:30 ～ 14:40	岡ノ平バス停前
	14:50 ～ 15:00	上山益弘様宅前
4月18日 (金曜日)	15:10 ～ 15:20	宮迫悟様宅前(猪野)
	15:30 ～ 15:40	畑田公民館前
	9:30 ～ 9:50	大龍東部2区公民館前
	10:10 ～ 10:20	龍原公民館前
	10:30 ～ 10:40	室小野バス停横
	10:50 ～ 11:00	五ヶ瀬公民館前
	11:10 ～ 11:20	大龍西部公民館前
4月21日 (月曜日)	13:50 ～ 14:10	庄内体育センター
	14:20 ～ 14:30	小野屋区民会館
	14:40 ～ 14:50	五福公民館前
	15:00 ～ 15:20	庄内庁舎 保健センター前
	9:30 ～ 9:40	橋爪公民館前
	9:50 ～ 10:00	西庄内小学校校庭隅
	10:10 ～ 10:30	東家公民館前
4月21日 (月曜日)	10:40 ～ 10:50	瓜生田バス停前
	11:00 ～ 11:10	庄内公民館前(旧中央公民館)
	13:50 ～ 14:00	角上盛司様宅前
	14:10 ～ 14:20	中洲農協旧倉庫前
	14:30 ～ 14:40	宮崎酒店前
	14:50 ～ 15:00	中屋敷バス停前
	15:10 ～ 15:20	星南小学校入口

挾 間 地 域		
月 日	時 間	場 所
4月9日 (水曜日)	9:30 ～ 9:40	三船自治公民館前
	9:50 ～ 10:10	来鉢自治公民館入口
	10:20 ～ 10:30	北田代自治公民館入口
	10:40 ～ 10:50	南田代自治公民館前
	11:00 ～ 11:10	詰自治公民館前
	13:50 ～ 14:00	海老毛自治公民館前
	14:10 ～ 14:20	丸田自治公民館前
	14:30 ～ 14:50	赤野自治公民館前
	15:00 ～ 15:20	サニータウン挾間公園前
	15:30 ～ 15:40	喜多里自治公民館前
4月10日 (木曜日)	9:30 ～ 9:50	高崎自治公民館前
	10:00 ～ 10:10	山口自治公民館前
	10:20 ～ 10:30	中台自治公民館前
	10:40 ～ 10:50	七蔵司自治公民館前
	11:00 ～ 11:10	妻ヶ城バス停前
	11:15 ～ 11:30	石城小学校北側入口前
	13:50 ～ 14:10	北方自治公民館前
4月11日 (金曜日)	14:20 ～ 14:40	上市自治公民館前
	14:50 ～ 15:30	挾間庁舎旧保健センター前
	9:30 ～ 9:50	同尻自治公民館前
	10:00 ～ 10:20	柏野自治公民館前
	10:30 ～ 10:50	鬼瀬自治公民館前
	11:00 ～ 11:10	池の上自治公民館前
	11:20 ～ 11:30	篠原自治公民館前
4月14日 (月曜日)	13:50 ～ 14:10	医大ケ丘3丁目ふれあい公園
	14:20 ～ 14:40	サントピア古野公園前
	14:50 ～ 15:10	古野郷自治公民館前
	15:20 ～ 15:40	古野自治公民館前
	9:30 ～ 9:50	鬼崎自治公民館前
	10:00 ～ 10:30	鶴田自治公民館前
	10:40 ～ 11:00	下市自治公民館前
4月15日 (火曜日)	13:50 ～ 14:00	田ノ小野自治公民館前
	14:10 ～ 14:20	山田自治公民館前
	14:30 ～ 14:40	中恵自治公民館前
	14:50 ～ 15:00	酒野自治公民館前
	15:10 ～ 15:20	上筒口自治公民館前
	15:30 ～ 15:40	下筒口自治公民館前
	9:30 ～ 9:40	阿鉢自治公民館前
4月15日 (火曜日)	9:50 ～ 10:00	小野自治公民館前
	10:10 ～ 10:20	谷中村自治公民館前
	10:30 ～ 10:50	谷東部自治公民館前
	11:00 ～ 11:10	生田原自治公民館前
	13:50 ～ 14:00	馬見塚光也様宅前
	14:10 ～ 14:20	朴木自治公民館前
	14:30 ～ 14:40	時松農事集会所前

犬の狂犬病 予防注射と 登録は お忘れなく

ご注意ください！！
消費税改正に伴い、注射料金が変わります
予防注射料金 1匹につき **3,070円**
※ 当日はおつりのないよう準備をお願いします。
皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。
登録手数料(1匹につき3,000円)や、
注射済票の交付(1匹につき550円)のみの
場合は、変わりません。

注意事項

- 登録済みの犬に関しては、注射受付票(はがき)を郵送しますので必ず忘れずに持参してください。
- 雨天でも実施します。
- 市内在住の方は、どこの会場で受けてもかまいません。
- 予防注射の前後2～3日は、激しい運動やシャンプーは控えてください。
- 動物病院でも、同じ料金で狂犬病予防注射ができます。受ける場合は事前に病院に確認してください。
- 当日は、犬の首輪をしっかりとつけ、犬を制御できる人が連れてきてください。
犬の咬傷事故は、飼い主さんの責任です。過去には、咬傷事故を起こしてしまった犬を、飼い主さんが処分したという悲しい事例もあります。他の犬とケンカする性質がある犬や、飼い主さんだけでは犬を制御できないような場合は、かかりつけの先生に相談するなどして、病院で注射を受けてください。



環境課(湯布院庁舎)
地域振興課(挾間庁舎)
地域振興課(庄内庁舎)

☎0977-84-3111(内線522・524)
☎097-583-1111(内線1225)
☎097-582-1111(内線117)

由布市 防災ラジオを 配付します



由布市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、迅速に災害および防災に関する情報を緊急放送を通じて受信することが

できる防災ラジオを市内各世帯に配付します。電源と良好な受信環境が確保されていれば、ラジオを聴いていなくても自動起動し、他のラジオ局（AM・FM放送）を聴いているときは自動でゆふいんラヂオ局（87.4MHz）に切り替わり、緊急情報をお知らせします。

配付につきましては、運送業者（日本郵便）により各世帯へ順次お届けします。

※なお、現在湯布院地域で視聴できるゆふいんラヂオ局が市内全域で視聴できるよう整備中であり、防災ラジオを受領後すぐにはゆふいんラジオ局を視聴できない地域がありますので、ご了承ください。また、今回配付する防災ラジオは、**無償貸与**となりますので、転出される場合は届け出の際に返却していただきます。

●問い合わせ 防災安全課（庄内庁舎） ☎097-582-1111

税務課からのお知らせ

東日本大震災で被災した 資産の代替資産を取得した場合、 固定資産税が減額される場合があります

東日本大震災で被災（原子力発電所の事故による警戒区域内等に該当した箇所も含む）した住宅の用に供する土地および家屋の所有者の方が

住宅を再建するために新たに取得した場合、所定の要件を満たしていれば申告により固定資産税額が減額される場合があります。



平成26年度 固定資産税の縦覧・閲覧

縦覧期間 ● 4月1日（火）～4月30日（水）（土日・祝日を除く）
縦覧時間 ● 午前8時30分～午後5時
縦覧場所 ● 税務課（庄内庁舎）
地域振興課市民窓口係（挾間庁舎）
地域振興課市民窓口係（湯布院庁舎）

■縦覧制度

由布市内の他の土地や家屋の価格との比較を通じて、ご自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できるようにするため、土地および家屋の価格等縦覧帳簿を納税者の皆さんが縦覧できます。

縦覧できる人…土地または家屋を所有する納税者

■閲覧制度

自分の資産について固定資産税課税台帳（名寄帳）を見ることができ

借地人・借家人等に対しても使用または収益の対象となる部分についての固定資産税の課税内容を明らかにするため、固定資産税課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる人…土地・家屋・償却資産の納税義務者、借地・借家人、賦課期日以降の新所有者等

●問い合わせ

税務課資産税係（庄内庁舎）
☎097-582-1111
（内線139・141・143）

山火事防止について

平成26年全国山火事予防運動統一標語
『守りたい 森の輝き 防火の心』
空気が乾燥し火災が発生しやすい時季となっています。

ハイカー等の入山者、森林所有者、林内および森林周辺の農地や作業現場の作業者、地域住民、小中学校の児童・生徒等は、山火事に気を付けましょう！！

- 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、焚き火をしないようにしましょう。
- 焚き火等、火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火しましょう。
- 強風時および乾燥時には、焚き火、火入れをしないようにしましょう。
- 火入れを行う際、届け出をしましょう。
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸がらは必ず消すとともに、投げ捨てはやめましょう。
- 火遊びはしないこと。

十分注意して、
火災を起こさないように気をつけましょう。

火災の発生を早く知り、尊い命を火災から守るためにも、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

問い合わせ ◆ 由布市消防本部 予防課

☎097-583-1500

4月1日から 消費税および地方消費税の税率が変わります

消費税および地方消費税は国内の取引やサービスの提供などにかかる税です。これらの税収の一部は都道府県・市町村に配分され、住民の皆さんの生活を支える大切な財源となっています。

◆税率の改正について

法律の施行により平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が引き上げられます。

区 分	適用開始日	
	現 行	平成26年4月1日から
消費税率（国分）	4 %	6.3 %
地方消費税率（地方分）	1 %	1.7 %
合 計	5 %	8 %

今回の引き上げは、少子高齢化が進む中で、国・地方を通じて、社会保障に必要な費用が年々増大していることを踏まえ、社会保障の安定財源の確保等のために実施されるものです。引き上げ分に係る消費税および地方消費税収入につきましては、全額を年金、医療および介護の社会保障や、少子化に対処するために必要な経費に充てられています。

消費税率の引き上げ等に関するご質問は最寄りの税務署にお尋ねください。

◆問い合わせ 大分税務署 ☎097-532-4171 ※自動音声



監査結果を公表します

平成26年1月6日付けで提出された住民監査請求についての監査結果を、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年2月10日
由布市監査委員 土屋 誠司／新井 一徳

(本文)

第1 請求の受付

1 請求人

請求人 A ほか 27 人

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成26年1月6日である。

3 請求の要件審査

平成26年1月6日付で提出された本件請求書について、形式的な審査を行ったところ、請求に係る最低限の形式を具備しているとみなしこれを收受した。

ただし、請求書に記載する請求人氏名の自署に同一筆跡と見受けられるものが認められたため、平成26年1月9日付で請求人代表者へ署名者確認の照会を行った。また、当方の調査によ

り、請求人の住民票または法人の確認ができなかった者が確認されたため、異議あれば平成26年1月14日までに本市監査委員事務局（以下、事務局という）まで申し立てするよう請求人代表者へ口頭で通知した。

さらに、請求人と当方との連絡を早期かつ確実に行うため、同日付で事務連絡事項等の代表者への委任状の提出を求めた。

なお、この照会に係る回答および委任状は、平成26年1月14日付で、事務局に提出されている。

また、並行して内容審査を行った。審査の結果、本件請求は要件を具備しているものとみなし、平成26年1月14日付けで

これを受理した。

ただし、由布市住民基本台帳に登録が記載されない者1人、氏名を自署しない者3人および法人が確認されない者2人の合計6人を請求人から除外する条件を付している。

4 請求の内容

請求人提出の監査請求書による請求の要旨および措置要求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

由布市は、公有財産である湯布院町塚原1239番196、同1240番5および同1240番15の土地（以下、売却用地という）を有償で譲渡するため、プロポーザル方式によって業者を選定し、決定業者Aと土地売

買の契約を締結した。

しかし、本件契約書に規定される代金支払いの条件が具備されないため、代金の支払いおよび所有権の移転登記がなされていない状況である。

また、プロポーザルの実施過程および本件契約の締結事項でもある「入会権者全員の入会権に関する権利放棄」の確認について、由布市が違法かつ不当な措置を行っている。

よって、本件契約は地方自治法第242条第1項に規定される「不当な財産の処分、契約の締結」と認められる。

なお、違法かつ不当の理由は次のとおりである。

① プロポーザル募集の手続き

において禁止されている事前の接触が行われている。

② 禁止されている譲渡価格調書の変更をしている。また、それを市が認めている。

③ プロポーザルは事前に契約業者が決まっていた「やらせ」であり、公正性を欠くものである。

④ 民法にも定められている「入会権者全員の入会権に関する権利放棄」の確認がされていない。

(2) 措置要求

市長に対し、次の措置を講じるよう勧告することを求める。

- ① 本件土地売買契約を白紙撤回し、手付金を返還すること。
- ② 地方自治法第242条第3項に基づき、監査結果を待つことなく、所有権移転登記の差し止めを早急に求めること。
- ③ 売却用地について、由布市は土地所有者として自らの責任において「入会権者全員」の入会権に関する放棄の意思を確認すること。

本件請求に係る公有地売却について、その契約が違法・不当なものにあたるか否か。

また、契約事務執行の結果として市に損害を与えているか否かを監査対象とした。

2 監査対象部局

総務部 契約管理課
産業建設部 都市・景観推進課

3 監査の主眼

本件請求を監査するにあたっては、法は元より例規等が正確かつ公正な執行をされているか。また、例規等をはじめ要綱・要領に及ぶさまざまな規定が、本市の掲げる「住み良き日本一のまちづくり」の趣旨に則った運用管理がされているかを主眼に置いて実施した。

4 請求人の証拠の提出および陳述ならびに関係人の聴取

(1) 平成26年1月20日に、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出および陳述の機会を設けた。なお、陳述を円滑に行うため、請求人のうち陳述者の上限を5人とした。また、陳述は公開で行い、

同条第7項の規定により契約管理課職員の立ち会いを求めた。

その際、追加の証拠の提出があり、これを受理した。

(2) 上記請求人の陳述の際に、市長部局からの意見があれば提出することを求めたところ、平成26年1月24日付で意見の提出があり、これを受理した。

(3) 平成26年1月27日に、契約管理課長および都市・景観推進課長をそれぞれ事情聴取した。

(4) 平成26年1月30日に、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人として塚原共有財産管理組合（以下、管理組合という）の役員6人を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等との照合、関係書類等の調査の結果、次の事項を確認した。

本件請求に係る契約については、総務部契約管理課主管にて行われている。

収入調定行為何書等会計関係書類は、いずれも正確でか

つ適正に運用されていた。また、契約に係る起案等も、それぞれの決裁区分における承認を受けており、違法なものは確認されなかった。

ただし、契約にいたるまでの経緯等で、適当ではないと判断する内容が確認された。

2 監査委員の判断

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

「本件請求には理由がないものと判断し、棄却する」

なお、判断にいたった理由を請求人の違法かつ不当とする主張ごとに整理して記載する。その内容は次のとおりである。

請求人の主張(1)

プロポーザル募集の手続きにおいて禁止されている事前の接触が行われている。

監査委員の判断(1)

平成24年11月に交付された「由布市塚原全共跡地有効活用公募プロポーザル募集要領（以下、募集要領という）」において、応募に関する留意事項中に

第2 監査の実施

1 監査対象事項



「接触の禁止」という条項が設けられている。これは応募者が、審査委員会および事務局職員（以下、審査委員等という）からの一切の協力等を受けることを禁止されるという要旨である。

この件について、業者Aの出資会社である業者Bとの協議および測量の許可を行っていることを確認している。

「接触の禁止」という文言からすれば、応募者と審査委員等は一切の接触を禁止されると解されるが、ここでいう接触とは条文にもあるように、助言、協力を意味するものと判断できる。

また、売却用地の測量を許可したことについて、事業を実施するにあたり、正確な図面を基に積算を行うことには妥当性が認められ、本条の意味する助言、協力には該当しないものであると判断できる。

ただし、本件契約のように市政の方針を決定するような案件において、副市長等の重役の判断を仰ぐことは相当に予測され、その副市長を審査委員、さらには審査員長に選出したことについては、安直な人選であったと

言わざるを得ない。本件契約に際しても、事実として副市長が業者と接触しており、結果として市民に疑念を抱かせるものとなった。

請求人の主張(2)

禁止されている譲渡価格調書の変更をしている。また、それを市が認めている。

監査委員の判断(2)

募集要領では、譲渡価格調書の変更を認めておらず、この件については、不適切な事務処理であったと判断する。

請求人の主張(3)

プロポーザルは事前に契約業者が決まっていた「やらせ」であり、公正性を欠くものである。

監査委員の判断(3)

判断にいたる前段として、通称プロポーザル方式は、地方自治法第167条の2および会計法第29条の3で認められる随意契約の一種である。品質の同じものは価格の競争により調達することが原則であるが、設計等の成果物については、設計者によって異なってくるが多分にあり得る。そこで、その業務を行う設計者を選定するために

プロポーザル方式が広く運用されている。

本件契約においても、このプロポーザル方式が採用され、「由布市塚原全共跡地有効活用公募プロポーザル審査委員会」を設置する中で契約業者の選定が進められた。

公募の期間は平成24年11月1日から同年同月27日までの27日間であり、本市ホームページにおいても公告を行っている。

また、公募期間内には業者A以外に1社の応募があり、合計2社の応募であったことならびにその1社が公募期間後に応募申し込みを取り下げたことを確認している。

判断の内容として、まずプロポーザル方式の採用についてであるが、塚原の広大な土地を、より有効に活用できる事業者の選定を行う目的として、この方式を採用したことは是認できる。

公告の期間については、予算決算および会計令第74条ならびに由布市契約事務規則第27条にて、公告期間は少なくとも10日前に公告しなければならないと規定されている。さらに、財務

入会権の処分には権者全員の同意が必要であると解するものである。

一方、同法第294条にも入会権について規定されている。これについては、同法第263条と同じく各地方の慣習に従うが、同法第251条と同意義のものを適用する規定は見当たらない。よって、各地方の慣習が優先されると解される。

本件請求に係る入会権は後者（民法第294条の入会権）にあたり、管理組合が、その慣習に従い、組合総会の議決によって入会権を放棄するという行為について、当方として違法であるとは認められない。

また、本件契約に係る土地売買（仮）契約書（以下、契約書という）第5条には、業者Aが本市へ土地売却代金を支払う条件として10項目が挙げられている。その中の一件が、「入会権者全員の入会権放棄が確認できる書類」を業者Aへ引き渡すものである。これは業者を擁護するものであると解すべきであり、同条第2項では、この条件について、業者から一方的に放棄を認めることを許すものとなっている。

ただし、その条件放棄には書面が必要であり、本監査においてはその書面が確認されなかった。現時点では代金支払いの条件が具備されず、入金が滞っている状態であるが、契約事項であり、これを違法であるとは認められない。

しかし、当方が塚原共有財産管理組合入会権者名簿を確認し

たところ、死亡者等が抹消されておらず、入会権者全員の同意は物理的に不可能である。それにもかかわらず、これを代金支払いの条件としたことは、契約書の不備であるといわざるを得ない。

なお、仮契約から代金支払期限までが、約3ヵ月半であり、関係各課との協議を図る上でも、この期間の設定にはもう少し余裕を持たせるべきであったと判断する。

以上、一部請求人の主張が認められる部分はあるものの、本件に係る事務の執行の結果としては、市に重大な損害を与えるものではないと判断し、これを棄却の理由とする。

なお、この判断にいたった根拠として、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬ」という、平成6年（行ツ）第97号で判決された一連の裁判の論旨を採用したことを申し添える。

省の通達である「公共調達の適正化について」の中でも、公告の期間は競争入札に準ずることが示されている。これらより、期間の設定について違法性は認められないものの、取り扱う案件の重大性、また平成20年2月に実施した同一案件の公募期間が3ヵ月であったことと比較しても、その期間が不全であったと判断できる。

なお、審査委員長の選任については、前述のとおりである。

請求人の主張(4)

民法にも定められている「入会権者全員の入会権に関する権利放棄」の確認がされていない。

監査委員の判断(4)

入会権の放棄において、入会権者全員の同意が必要であるという請求人の主張については、民法第263条を根拠とするものである。同条に規定される入会権は、共有の性質を有する入会権であり、各地方の慣習に従うほか、同法第251条の「各共有者は、他の共有者の合意を得なければ、共有物に変更（本件では処分）を加えることができない」という規定を適用して、

第4 監査委員の意見

本監査においては、本件契約に係る事務執行の結果として、市に損害を与えていないと判断したことを理由に勧告は行わなかったが、事務執行の経過としては適正でなかったものが複数認められた。

行政が行う事務の中でも特に、「まちづくり」に関するものについては、地域にもたらす影響が多である。また、行政の行う事務処理の過失は、直接的に市民の信用を失墜させる要件ともなり得るため、その事務処理においては、慎重かつ適正に行うべきものである。

本件契約についても、不適切な事務処理が招いた地域の溝は深く、関係職員の負う責任は非常に重いものである。また、その管理責任も同時に問われるべきものであり、市民感情緩和の措置と併せての対応を求め

子どもの育ちをみんなで支える 参加無料 市民講演会

3月30日(日)

- 午後1時～午後4時
(受付 午後0時30分～)
- はさま未来館多目的ホール

由布市では平成26年度から5歳児健診を実施予定です

由布市では、平成26年度から5歳児健診の実施を予定しています。
そこで、来年度の健診対象(予定)児の保護者の方々を中心に子育て世代の方々、保育・教育に関わる多くの皆さんを対象に市民講演会を開催します。



基調講演

5歳児健診の実際と意義

～子どもの発達特性の見極めと支援による効果～

先生からの
メッセージ **こどもたちの良いところを
みんなで探していきましょう！**

講師：大分大学大分こども急性救急疾患学部門医療・研究事業 教授

末延 聡一 先生

略歴 日本小児科学会 小児科専門医／日本小児神経学会 専門医
日本小児血液・がん学会 暫定教育医／日本血液学会 血液専門医
臨床研修指導医講習会修了／ICD (Infection Control Doctor)
大分県出身 大分医科大学平成2年卒業

トーク&コンサート

みんなみんな、 うまれてきてくれてありがとう

子育てシンガー mon(もん)さん

大分県出身、福岡県糸島市在住。二児の母である子育てシンガー。叔父はスターにしきの、夫はスター高橋。

幼少の頃から叔父に憧れ、歌手になることを決意。また在日韓国人であり、そのために被差別も体験。歌に込めるメッセージの、大きなモチベーションになっているとのこと。

現在、佐賀・福岡・大分県内の小中学校等で、いのちや人権をテーマにしたスクールコンサート「生まれてきてくれてありがとうトーク&コンサート」を展開中。年間のコンサート数も80回を超え多くの方々の共感、感動の涙を誘うとともに、「子どもを抱きしめたくなった」などの感想を数多く寄せられている。



要申込

託児サービスをご用意しています

- 未就学児のみ・先着20人・無料・事前の申し込みが必要です。
- 申込期間 3月17日(月)～3月24日(月) 土日・祝日を除く
午前8時30分～午後5時

●託児サービス申込先・問い合わせ 健康増進課(湯布院庁舎) ☎0977-84-3111(内線382)

平成25年度 健康立市推進大会

健康立市宣言をして1年が経過しました。そこで、1年間を振り返り、また来年度以降の各種施策を説明することにより今後のさらなる推進へつなげます。

参加者にはウォーキング用マフラータオル(数量限定、先着順)、さらに平成26年度健康マイレージ1000ポイントを付与します！皆さんのご参加お待ちしております！

3月21日(祝)

- 午前10時～正午(予定)
(受付 午前9時30分～)
- はさま未来館3階

参加無料

どなたでも参加できます

参加者特典

- ウォーキング用マフラータオル(数量限定・先着順)
- 平成26年度(実施予定)
健康マイレージポイント1000P

●スケジュール(予定)

午前 9時30分 受付
午前10時 開会
午前10時15分 表彰

- ・グループでの活動優良団体の皆さん
- ・マイレージポイントの総ポイント上位の方を表彰します。

午前10時30分 記念講演
正午 閉会



記念講演

ストレスと こころの健康

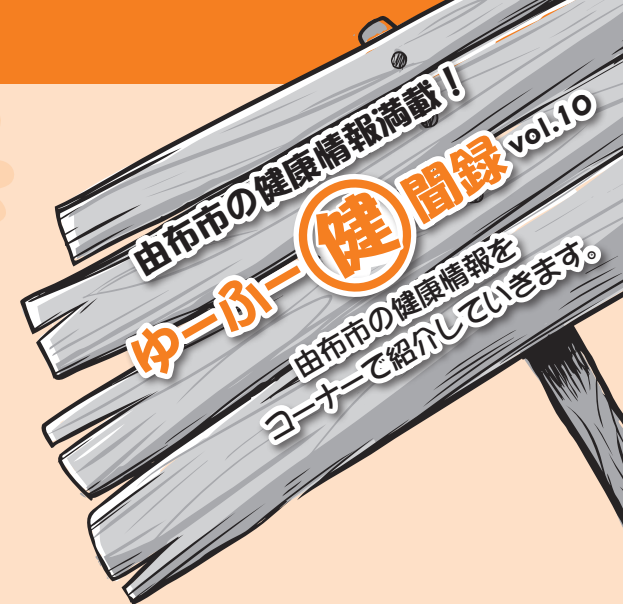
講師：水澤都加佐(みずさわ つかさ)先生

略歴 アスク・ヒューマン・ケア研究相談センター所長
ソーシャルワーカー、「自分を好きになる言葉」等著書多数

健康相談コーナー

血圧測定などを行います

午前9時30分
～午前10時



病児・病後児保育が利用できます

子どもが風邪をひいて保育園をお休みしないといけない。でも仕事は休めないし、子どもをみてくれる人もいない…

そんな時は病児・病後児保育が利用できます！

- **対象** 次のすべての項目に該当する児童
 - ・由布市内に住所を有する10歳未満の児童
 - ・病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な児童
 - ・保護者の就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、家庭での保育が困難な児童

西の台こどもデイケアルームゆふを利用する場合

- **実施施設**
西の台こどもデイケアルームゆふ（直通電話：090-3734-4228）
- **利用手続き**
実施施設に利用日の前日までに利用の予約を行う
利用申請書を施設に提出（利用の順番は、利用の申し込みの先着順となります）
- **利用時間・期間**
月曜日～金曜日 午前8時～午後6時
土曜日 午前8時～午後5時
日・祝日、お盆、年末年始はお休みです。
※利用期間は、原則として連続7日間を限度とします。
- **利用料金** 1日1人 2,000円



他施設を利用された場合

やむを得ない事由で、他の施設を利用した場合は、個人負担2,000円を超えた額のうち、2,000円を支給限度額として助成します。
申請期限は6ヵ月以内です。

- **助成金申請窓口**
子育て支援課（湯布院庁舎）
地域振興課子育て支援係（挾間・庄内庁舎）
- **助成金申請に必要なもの**
印かん、振込口座のわかるもの、病児・病後児保育利用証明
（様式は由布市のホームページからもダウンロードできます）

※生活保護世帯または市民税非課税世帯の方は費用の一部を減免する制度があります。

詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

病児・病後児保育についてや、その他の子育て支援サービスについては由布市公式ホームページ、由布市公式携帯サイト「もば！ゆふ！」に掲載しています。

問い合わせ

子育て支援課（湯布院庁舎） ☎0977-84-3111（内線303）
由布市公式ホームページ <http://www.city.yufu.oita.jp/>
由布市公式携帯サイト「もば！ゆふ！」 <http://mobile.yufu-city.jp/>



平成26年度から70～74歳の国民健康保険被保険者の医療費の窓口負担が変更になります！

◆ **現役並み所得者以外（一般、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ）の自己負担割合について**

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）は、70歳の誕生月の翌月の診療から、窓口負担が2割になります。ただし、各月1日が誕生日の方はその月からとなります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は、平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

◆ **現役並み所得者の自己負担割合について**

これまでどおり3割負担になります。
※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの国民健康保険被保険者がいる方

問い合わせ 保険課保険係（湯布院庁舎） ☎0977-84-3111（内線332・333）

手話講習会参加者募集

日常生活程度の手話表現技術を習得するための手話通訳者奉仕員の養成を行います。

● **開催日** 毎水曜日（4月9日から1年間開催予定）
午後6時～午後8時

● **場所** 湯布院コミュニケーションセンター

● **内容** 技術面…テキストに沿った日常会話の練習やビデオ学習
理論面…聴覚障がい者の抱える問題や福祉制度について

● **対象者** 市内在住者で聴覚障がい者への支援に熱意を有する義務教育期間を終えた者。

● **費用** 受講料は無料。ただし、教材については受講者の負担。

● **定員** 20人 ※定員になり次第募集を終了します。

● **申込先・問い合わせ** 福祉対策課（湯布院庁舎） ☎0977-84-3111（内線317）



第25回 豊の国ねりんピック美術展

募集

◆ **出品者資格**…県内在住者で60歳以上（昭和30年4月1日以前に生まれた人）のアマチュアの方。

◆ **出品作品**…①出品者により創作したもので、未発表のものとする。
②各部門とも1人1点

◆ **出品料**…無料（作品搬入および返却に要する費用は、出品者の負担となります）

◆ **部門**…日本画、洋画、彫刻・彫塑、工芸、書、写真

※テーマは特に定めませんが、出品規格等の詳細はお問い合わせください。
◆ **申込方法**…出品希望者は、3月24日（月）～4月25日（金）までに、各庁舎福祉係に用意している申込書に記入し、提出してください。

◆ **作品の搬入**…搬入は、5月26日（月）～5月30日（金）の間に各庁舎福祉係に持ちこんでください。※作品は、6月10日（火）以降に返却します。

◆ **問い合わせ** 福祉対策課福祉係（湯布院庁舎） ☎0977-84-3111（内線314）



第8回 大分県障がい者スポーツ大会 参加者募集

障がい者の社会参加と障がい者スポーツの普及を目指し、大分県障がい者スポーツ大会が開催されます。

ただいま由布市では、代表選手を募集中！
たくさんの方のご参加をお待ちしています！

● **対象者** 身体、知的、精神のいずれかの障がい者で10歳以上の人
（平成26年4月1日現在）

● **大会日程**
5月17日（土）…アーチェリー・ボウリング・卓球
5月18日（日）…水泳

● **会場** 6月1日（日）…開会式・陸上競技・フライングディスク
大分銀行ドームほか

● **申込先・問い合わせ** 福祉対策課 障害福祉係（湯布院庁舎） ☎0977-84-3111（内線317）





市営特公賃住宅の入居者募集

■物件名および募集戸数

【物件名】①鶴田第1団地 E-2号 1戸
(由布市挾間町挾間651番地)
②鶴田第2団地 C-2号・E-1号 2戸
(由布市挾間町挾間687番地1)

【住宅概要】木造2階建て 4LDK(1棟2戸建て)
【入居者資格】一定以上の所得が必要です。
(所得証明書を基準として判定します。)

【家賃】月額51,000円
・敷金 153,000円(家賃の3ヵ月分)
・浄化槽使用料 月額1,050円

【申込受付期間】3月14日(金)～3月24日(月)
※土日・祝日を除く

※なお、申し込み多数の場合は抽選となります。

■問い合わせ 建設課(挾間庁舎)
☎097-583-1111(内線1124)



農事組合法人なかえ設立総会

法人化で農地の受け皿に 農事組合法人なかえ設立

農業環境の変化や後継者問題など個人農業では太刀打ちできない状況を打破するため、挾間町谷の中恵営農組合、生産組合が農事組合法人なかえ(波多野寿彦代表)を設立しました。

同法人の設立にあたり、法人設立に向けた研修会や発起人会が行われ、2月6日に開催された農事組合法人なかえ設立総会にて正式に発足。今後は大豆・麦の経営規模拡大や後継者の確保、また、地域の水田を担っていくなど、地域の農地の受け皿として活動していく予定です。

●問い合わせ 農政課(挾間庁舎)
☎097-583-1111(内線1332)

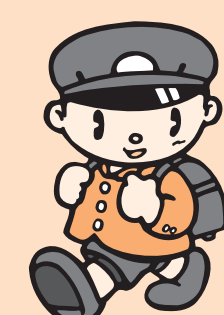
平成26年度

小中学校就学援助のお知らせ

由布市では、お子さまを小中学校へ就学させるのに経済的理由でお困りのご家庭に対して、学用品費、給食費、医療費等の一部を援助しています。

詳しくは、各学校から配布される「就学援助についてのお知らせ」でご確認ください。

【問い合わせ】 学校教育課(湯布院庁舎)
☎0977-84-3111(内線234)



由布市奨学会奨学生募集

■対象者：保護者または世帯主が1年以上由布市に在住している人のお子さんで、高校、高専、大学、短大または専門学校に在学し、優秀な資質を有し、経済的理由により学資の支弁が困難な人

■貸与金額(月額) 高校(高専)奨学生………1万2千円
大学(短大、専門)奨学生………2万円

※6月下旬と10月下旬にそれぞれ6ヵ月分を振り込みます。

■募集期間 4月7日(月)～5月9日(金)

※募集期間終了後に選考を行い、奨学生を決定します。

■願書(申請書)配布場所
教育総務課(湯布院庁舎)
市民課窓口(庄内庁舎)
地域振興課窓口(挾間庁舎)

■問い合わせ 教育総務課(湯布院庁舎)
☎0977-84-3111(内線236)

※本奨学金は貸与制になります。貸与期間終了後、償還していただきます。



平成26年度経営所得安定策等の概要



●米の直接支払交付金

対象	米の生産数量目標を守った販売農家または集落営農	
	25年産米単価 15,000円/10a → 26年産米単価 7,500円/10a	変更

●米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)

要件	認定農業者または集落営農で一定の規模を有すること等	継続
----	---------------------------	----

●畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

対象	販売農家または集落営農	
	数量払 単価は品質に応じて交付	継続
	面積払(営農継続支払) 20,000円/10a(そば:13,000円/10a)	

●水田活用の直接支払交付金

対象	販売農家または集落営農			
	戦力作物助成	麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a	継続
		WCS用稲	80,000円/10a	
		加工米	20,000円/10a	
		飼料用米・米粉用米	5,500円/10a～105,000円/10a	変更
	収量に応じて最低55,000円/10a～最高105,000円/10a			
二毛作助成	15,000円/10a		継続	
耕畜連携助成	13,000円/10a		継続	
産地交付金	従来枠			継続 (内容一部変更)
	産地戦略枠			新規

●問い合わせ 由布市農業再生協議会 ☎097-583-2800
農政課(由布市役所挾間庁舎) ☎097-583-1111
大分県農協由布事業部 ☎097-582-2755

健康カレンダー

挾間 3月26日(水) 4～5歳児健診
(13:15～14:00 挾間健康センター)

ちびっこ広場
(9:30～11:30 挾間健康センター)

3月14日・28日
4月 4日・11日・18日



休日在宅当番医

●内科・外科医

3/16 日野病院(湯布院)
☎0977-84-2181

3/21 岩男病院(湯布院)
☎0977-84-3101

3/23 湯布院厚生年金病院(湯布院)
☎0977-84-3171

3/30 川崎内科(挾間)
☎097-583-5211

4/ 6 庄内診療所(庄内)
☎097-582-3600

4/13 足立クリニック(湯布院)
☎0977-28-2226

4/20 ひろたクリニック(挾間)
☎097-583-5777

●歯科医

4/13 吉村歯科クリニック(挾間)
☎097-586-3081



4月から布類（衣類）を 資源ごみとして収集します！



対象は、きれいな衣類・その他の布類（シーツ・タオル・毛布など）です。
収集日は古紙の収集日です。挾間町・庄内町は「ごみの収集日程表」を、
湯布院町は、「正しいごみの出し方」を確認してください。

●収集する布類（素材を問わずきれいなもの）

シャツ・ズボン・セーター・スカート等、シーツ・タオル・毛布・布団カ
バーなど

●収集できない布類（リサイクル出来ない衣類等）

わた・羽毛入りの衣類、痛みや汚れた衣類、下着、靴下、ぬいぐるみ、枕、布団、カーテ
ンなど

リサイクル出来ないの「燃やせるごみ」に出してください。

古紙類とは別に市販の45L程度の
透明・半透明の袋に入れて出してください。

●問い合わせ 湯布院地域 環境課（湯布院庁舎）☎0977-84-3111（内線522・523）
挾間・庄内地域 由布大分環境衛生組合 ☎097-583-0862



教えて！甲斐指導員



春野菜の種まき～育苗期間です。

2月から3月にかけて春野菜の種まき時期です。由布
市で春夏野菜を定植するのは5月の連休くらいがベスト
です。そこから逆算すると、苗を作り定植できる大きき
にするためには、遅くとも今月中に種まきをしましょう。
同時に堆肥や改良資材の投入も行いましょう。

発芽の条件は水、温度、酸素です。

種をまく床土は雑菌のないもの
を準備します。極端な粘土質や砂
質、畑の土をそのまま使うなどの
場合は発芽に影響します。市販の
培土を使用すると手間なく安心で
す。
トマト、キュウリ、ナス、スイ
カなどは嫌光性種子といい、明る
いと発芽が阻害されます。新聞紙
などで遮光しましょう。発芽後は
すぐに取らないとモヤシになって
しまうので注意してください。発
芽後から栄養が必要となるので微
量の肥料を床土に混ぜておきます。
多すぎると徒長します。

育苗用の土も種まきした土と基
本的には同じです。養分が足りな
いようなら液肥や置肥で調整しま
す。育苗期間は特に温度管理に気
をつけましょう。3月の由布市は
まだ寒いですが、場所によっては温
熱床線も必要です。水やりは午前
中に行うようにし、土の表面が乾いたらやりま
す。苗半作、健全な苗を育てないと定植後の初期成育が遅
れます。

野菜名	定植時期	備 考
ナス	本葉6, 7枚	1番花が確認できる状態
トマト	本葉7, 8枚	1番花が開花、果房が着いたものも可
スイカ	本葉5, 6枚	ガッチリした苗
ピーマン	本葉6, 7枚	1番花が咲く直前がベスト
キュウリ	本葉4, 5枚	葉が厚く緑濃いもの

※定植適期の苗の目安

◆問い合わせ 農政課（挾間庁舎）
☎097-583-1111（内線1329）

由布市環境基本条例について⑩

今月は、しくみ作りや推進体制について
定めた規定を解説します。

本条例の第25条から第29条は、しくみ作り、第33条・第34
条は推進体制等に関する規定です。

環境の保全や創造を行うには、市民等、事業者、市がそれ
ぞれの責務を果たしつつ、協働して取り組むことが重要です。
そのため市は、知識の普及、情報の提供などを通して、市民
等や事業者の環境活動を促進すること等を定めています。
また、市は、環境行政を総合的に調整し、推進するために
必要な体制を整備することとしています。広域的な取り組み
を必要とする施策については、国や他の地方公共団体とも協
力して行うことを明記しています。

市のホームページには概要版や解説つきの条例を掲載して
いますので、そちらもご参照ください。

問い合わせ 環境課（湯布院庁舎）
☎0977-84-3111（内線524）

由布市地球温暖化対策 地域協議会学習会 開催のご案内

この度、次の日程・内容で由布市地球温暖化対策
地域協議会の学習会を開催します。協議会員以外の
方もご参加できます。エコライフに興味のある方々、
ふるってご参加ください。

■日時 平成26年3月28日（金）午後2時～ 2時間程度
■場所 庄内公民館 第3会議室

■内容 ・「エコかまど」でエコライフ（実演）
・生活の中で実践しているエコの知恵（意見交換）等

■問い合わせ 協議会庶務（由布市環境課内）
☎0977-84-3111（内線524）

平成26年度

合併処理浄化槽 補助金受付について

合併処理浄化槽を設置する家庭に対して、補助金
申請を受け付けます。

■受付期間

4月1日（火）～11月28日（金）

※ただし、予算額に達し次第、終了
となります。

■補助金額

・5人槽 332,000円
・7人槽 414,000円
・10人槽 548,000円
②11人槽以上については、10人槽の
補助額と同じになります。

■補助対象

・個人住宅において、新築物件に合
併処理浄化槽を設置、または汲み
取り便所や単独浄化槽から合併処
理浄化槽へ設置替えをする人。
・由布市内に住民票がある人、また
は完成後、住民票を速やかに由布
市内に移せる人。
・平成27年2月末までに、設置工事
が完了できる人。
・店舗併用住宅の場合は、居住部分
の延べ床面積が全体の2分の1以



上であること。

※補助期間内に工事が完了できない
場合は、対象になりません。

※販売や賃貸の目的で住宅を建設す
る場合（別荘を含む）は、対象に
なりません。

※申請前に工事にかかる、補助金
の対象になりません。（補助金交
付決定通知が到着後に、工事にか
かることになります）

■問い合わせ

環境課（湯布院庁舎）
☎0977-84-3111
（内線522）
地域振興課（挾間庁舎）
☎097-583-1111
（内線1227）
地域振興課（庄内庁舎）
☎097-582-1111
（内線117）

今年この学校に別れを告げる子どもたちもまた、忘れ難い思い出をたくさん胸に抱いていることと思います。とりわけ、学校がなくなる、という悲しい思いは最大のものだと思います。「歳は離れても南小の同窓生だよ！」と叫びたい。南小で学んだものとして元気よく頑張っしてほしいと思いを込めて。

昨日食べた今年初のフキノトウ。口の中でパツと広がるほろ苦い味はまさに春そのものです。新しいエネルギーがからだ中に満ちてきました。待望の春。暖かくなります。皆さん元気よく活動を始めましょうね。

みなさんこんにちは市長です。

明治8年に創設されてから138年もの歴史をもつ小学校が、今年度一杯で閉校せざるをえなくなりました。南庄内小学校です。その閉校式が2月16日に行われました。私の母校でもあり、卒業生として、そして市長として出席しました。講堂には在校生、保護者の皆さん、といってもほとんどが卒業生ですが、さらに中学生から80歳を過ぎていらっしゃる卒業生の方々、教鞭を執られた先生方、本当に多くの皆さんがこの学校に別れを告げにきていました。このやるせない思いを何と表現していいのかわからない。しかし、言葉は交わさなくてもみんな同じ気持ちであることがその顔に表れていました。

小学生だったころ、校庭の桜吹雪の中で元気よく走り回ったこと。今でもありありと浮かんでくる一番の思い出は桜に包まれた暖かい校庭です。また冬の教室では靴下もない素足のまま足をこすり、寒さに耐えながら勉強したこと。弁当のはしを忘れて学校の前の山に入って細い竹を切り間に合わせたこと等等、この歳になっても懐かしい記憶としてそれは鮮明です。

みなさんこんにちは市長です。

明治8年に創設されてから138年もの歴史をもつ小学校が、今年度一杯で閉校せざるをえなくなりました。南庄内小学校です。その閉校式が2月16日に行われました。私の母校でもあり、卒業生として、そして市長として出席しました。講堂には在校生、保護者の皆さん、といってもほとんどが卒業生ですが、さらに中学生から80歳を過ぎていらっしゃる卒業生の方々、教鞭を執られた先生方、本当に多くの皆さんがこの学校に別れを告げにきていました。このやるせない思いを何と表現していいのかわからない。しかし、言葉は交わさなくてもみんな同じ気持ちであることがその顔に表れていました。

小学生だったころ、校庭の桜吹雪の中で元気よく走り回ったこと。今でもありありと浮かんでくる一番の思い出は桜に包まれた暖かい校庭です。また冬の教室では靴下もない素足のまま足をこすり、寒さに耐えながら勉強したこと。弁当のはしを忘れて学校の前の山に入って細い竹を切り間に合わせたこと等等、この歳になっても懐かしい記憶としてそれは鮮明です。

市長であらう No.98

文・首藤奉文



▶南小での思い出を忘れないように...

キ★ラ★リ★編★集

庄内町西のグループホーム花の里では、入所者有志で切り絵を制作しているそうです。今年は庄内神楽のミコトちゃんを作成。次はいったいどんな作品ができるか楽しみです。



◀見事なミコトちゃん！

『ふるさとアルバム』市報ゆふ

由布市の広報誌は、前半と後半の2部構成。前半の「市報ゆふ」は市からのお知らせが中心で、後半の「YUFUcity情報広場」は市内のイベントや話題などを中心に掲載しています。これからも皆さんに愛される「身近な情報誌」を目指します。



発行元

由布市役所総務部総務課
〒879-5498
由布市庄内町柿原302番地
TEL.097-582-1111
FAX.097-582-3971
http://www.city.yufu.oita.jp/

印刷：株式会社インタープリンツ

人の動き

総人口 35,794人 (-4)
男 17,094人 (+13)
女 18,700人 (-17)
世帯数 15,337戸 (-3)

2月28日現在 ()は前月比

由布市暴力団対策協議会だより

「大分県暴力団排除条例」・「由布市暴力団排除条例」は、平成23年4月1日に施行され3年が経過しようとしています。安全で平穏な生活を確保するためには、市民・各種団体・各事業所・警察・行政等が丸となって暴力団排除に取り組んでいくことが大切です。市民全体で、「暴力のない安全で住みよき日本一の由布市」を築きましょう。

【暴力団排除条例の基本理念】

①暴力団を「利用しない」!

暴力団の威力、人員、金銭その他一切のものを利用することはもちろん、暴力団員を組織的な労働力として利用する場合も含みます。利用したつもりが逆に骨の髄までしぼられます。絶対に利用しないようにしましょう。

②暴力団に「協力しない」!

暴力団の行事や組織運営等あらゆる面で協力しないようにしましょう。

③暴力団と「交際しない」!

飲食・ゴルフコンペ・各種社会的儀礼等で、暴力団個人や組織との付き合いをしないようにしましょう。



〈事務局〉総務課(庄内庁舎)「由布市暴力団対策協議会」
☎097-582-1111(内線205)

暴力のない
安全で住みよき日本一の由布市

大分エコライフプラザ情報

●再生家具・自転車の抽選会

～再生した家具・自転車を無料で譲ります～

申込期限●4月6日(日)正午まで

受付開始は月によって異なりますので、大分エコライフプラザまでお問い合わせください。また、当選時の持ち帰りは各自でお願いします。

抽選日時●4月6日(日)12:30～

抽選にもれた人や抽選時間に間に合わなかった人のために、敗者復活のじゃんけん大会もあります。※フリーマーケットも同時開催。5月開催で出店を希望される方は4月18日までに申し込みください。(必着)

問い合わせ●大分エコライフプラザ

☎097-588-1410

今月の税/料

- 国民健康保険税(普通).....10期分
- 介護保険料(普通).....10期分
- 入湯税.....3月期分(2月分)

納期限 平成26年3月31日(月)

おしえて! 国民年金

年金受給権者の死亡

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなりますので、年金を受けている方が亡くなられたときは、「死亡届」の提出が必要です。この届け出が遅れますと、年金を多く受け取りすぎて、あとで返さなければならなくなることもありますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金が支払われます。

問い合わせ 大分年金事務所
☎097-552-1211



138年分の 「ありがとう」

長い歴史に幕

明治8年創立の由布市立南庄内小学校が閉校へ
— 関連ページはYUFUCity情報広場3ページに掲載 —

ハッピーバースデー／由布高News
まちかどズームアップ
Yufuスポーツ情報局
木綿の山通信
公民館からの学習情報
DEAR 図書館だより
みんなのひろば



由布高校の最新情報は、HP(ホームページ)で提供しています。
ぜひ、インターネットにアクセスしてください。

アドレス <http://yufu-h.oita-ed.jp/>

検索

由布高 News

No.65



3年生を送る会

2月4日、由布高校で卒業生を送る会が行われました。1、2年生の代表者から、先輩に対する感謝の気持ちや将来に向けた応援メッセージが伝えられました。その後、3年生を代表して、総合進学コースの渡辺亮太さんが、「今後は2年生が中心になって、しっかり学校を支えて欲しい」と在校生にエールを送りました。後輩からの感謝の言葉を胸に、これから3年生は大学入試の二次試験や就職活動に臨みます。

表彰伝達式が行われました

平成25年度中に各種目で活躍した生徒を対象に各団体から賞が贈られました。由布高校でこの賞を受賞した生徒は、次のとおりです。

- ★ライフル射撃部・大分県体育協会表彰 スポーツ功労者 団体の部
第34回大分合同新聞スポーツ賞 スポーツ功労団体 (団体の部)
- ★八川 綾佑・大分県体育協会表彰 スポーツ功労者 個人の部
第34回大分合同新聞スポーツ賞 スポーツ功労団体 (個人の部)
- ★高野こえだ・大分県体育協会表彰 スポーツ功労者 個人の部
第34回大分合同新聞スポーツ賞 スポーツ功労団体 (個人の部)
- ★高橋 徳幸・大分県体育協会表彰 大分県スポーツ優良生徒
第34回大分合同新聞スポーツ賞 スポーツ功労団体 (個人の部)
- ★小川 泰請・大分県高等学校体育連盟スポーツ表彰 卒業生特別表彰の部
第34回大分合同新聞スポーツ賞 スポーツ功労団体 (個人の部)
- ★江戸帆乃香・大分県体育協会表彰 大分県スポーツ優良生徒
- ★西尾 愛梨・全国商業高等学校協会 卒業生成績優秀者表彰

お知らせ

3月14日(金)	合格発表
3月15日(土)	進研模試 (1-1,1-2)
3月17日(月)	合格者登校日
3月19日(水)	文字力テスト 高校入試(二次)
3月20日(木)	合格発表
3月24日(月)	終業日
3月28日(金)	離任式

Yufu スポーツ情報広場

平成25年度第9回 由布市柔道選手権大会

1月19日、挾間中学校武道場において、平成25年度第9回由布市柔道選手権大会が開催されました。当日は総勢138人の柔道家が参加し、9階級の個人戦が行われました。



●各階級優勝者(敬称略)

小学校3・4年生男子の部 島 正輝(尚武館田崎道場)
小学校3・4年生女子の部 高木 水月(自勝館)
小学校5・6年生男子の部 日野 祐太(挾間町少年柔道クラブ)
小学校5・6年生女子の部 中間 瑞紀(鎌徳館道場)
中学生男子の部 一井 康太(日田東部中学校)
中学生女子の部 岩本 紗夏(挾間中学校)
一般男子の部 江藤 大介(鎌徳館道場)

第17回 ゆふいんソフトペタンク大会

2月9日、湯布院海洋センター体育館において、第17回ソフトペタンク交歓大会が開催され、16チーム、約70人の方が参加し、最高齢者の方は85歳でした。寒さにも負けず体育館全体が笑顔と歓声に包まれました。
●優勝 加藤家メンズ 準優勝 ふくちゃんズ
第3位 ゆふいんチャレンジクラブ



▲優勝 加藤家メンズ(乙丸1)

ゆふいんチャレンジクラブ会員募集!

3月で4周年をむかえる湯布院総合型地域スポーツクラブ『ゆふいんチャレンジクラブ』では、交流会や研修会、大会開催の回数も増え、コミュニケーションの場が広がっています。健康づくりや仲間づくり・リフレッシュのためにクラブに入会して、定期的にスポーツを楽しみませんか!!

●問い合わせ
湯布院B&G海洋センター内
『ゆふいんチャレンジクラブ事務局』
☎0977-84-2133



親子でも、お1人さまで、お友達同士でも!!
☆一度、体験にきてください☆

挾間町少年柔道クラブ

現在、小学校1年生から6年生まで計10人の部員が在籍し、ただ強くなる(柔道の土達)だけではなく、精神的・肉体的にたくましくなれるよう稽古に励んでいます。3人の指導者が、学年に応じた指導を行っています。

- 練習日時 毎週月、水、土曜日 午後6時～午後8時
- 場所 挾間中学校 武道場
- 対象 5歳から(それ以下は応相談)
- 月の部費 2,500円/人(2人目以降減免有り)
- 申込先・問い合わせ 保護者会会長 二宮
☎090-3073-5864

アイススケート教室 ゆふいんチャレンジクラブ

2月11日、ゆふいんチャレンジクラブ・こども教室で、城島高原アイススケート場を会場にアイススケート体験が行われました。当日はシンクロナイズドスケート全日本選手権出場経験をもつ講師の方をむかえ、子どもたちは滑り出す基本や止まりかただけでなく、積極的にターンやバックでの滑り方を学びました。体験学習の終りには、講師が演技を披露!子どもたちはジャンプやステップなど、演技の一つひとつに感動していました。



健闘!県内一周駅伝

2月17日から21日までの5日間、春季県体・第56回県内一周大分合同駅伝競走大会が開催されました。全38区間、総距離385.2kmで各市町村代表の選手たちが熱戦を繰り広げました。由布市の大会総合成績は15位でした。選手、関係者の皆さん、大変お疲れさまでした。



▲庄内庁舎スタートの様子

前期ゆふいんチャレンジクラブ フットサルリーグ2014参加者大募集

- 日時 4月～9月(ひと月に1試合)
午後7時30分～午後10時
- 場所 湯布院B&G海洋センター
- 応募数 先着8チーム
- 参加資格 大人でも子どもでも同じ会社でも家族でも誰でもOK!!
1チーム5人以上15人以内(一人1チーム)
- 参加費 1チーム5,000円および1人につき500円(スポーツ保険に別途加入が必要になります)
- 特別ルール 女性、子ども、年配者も参加しやすいように湯布院特別ルールを適応
- 問い合わせ 湯布院B&G海洋センター内
『ゆふいんチャレンジクラブ事務局』
☎0977-84-2133

みことスマイルインクラブ会員募集! (庄内)

みことスマイルインクラブでスポーツを楽しみませんか?競技内容も増えて、仲間もぞくぞくと入会中!リフレッシュのため、お友達づくり、健康のためなど一度体験にきてみませんか?

- 内容 ジュニアバレー、卓球、フットサル、剣道、ソフトテニス、なぎなた、3B体操、ミニテニス、チームライフル、ミニバレー、軽スポーツ等
※会費、教室等詳しくはお問い合わせください。
- 問い合わせ スポーツ振興課
☎0977-84-3111(内線553)

ハッピー3月バースデー

あなたが生まれた大切な日

3月の誕生日花*ハナミズキ、デルフィニウム など



こはるちゃん
1歳のお誕生日おめでとう♥
お兄ちゃん達と
いっぱいお出掛け
しようね。

いもおか こはる
芋岡 小春ちゃん
平成25年3月24日生 挾間町鬼崎



にゅう こはる
丹生 心遥ちゃん
平成25年3月15日生 挾間町向原

1歳の誕生日おめでとう♥
いつも笑顔の心遥には、
みんな元気をもらってるよ♥
これからも、お兄ちゃんと仲良く、
元気に育ってね。パパ、ママより



ふるかわ めい
古川 芽ちゃん
平成25年3月26日生 挾間町下市

食べることが大好きなめいちゃん
1歳のお誕生日おめでとう!!
これからも大好きなお姉ちゃんに
負けないくらい元気に育ってね♥

※お誕生日コーナーにお子さんの写真を掲載したい保護者の方は、事前に総務課(☎097-582-1111 内線208)へ電話でお申し込みください。対象は3歳以下で、市報ゆふのお誕生日コーナーに掲載されたことがない方とします(先着順)。

感謝 南庄内小学校閉校 慣れ親しんだ学び舎に「ありがとう」

2月16日、庄内町野畑にある由布市立南庄内小学校の閉校記念式典が行われ、在校生や学校関係者をはじめ、多くの卒業生、見守ってきた地域の方々が別れを惜しみました。閉校にあたり二宮保秀校長は「この小学校が始まって現在まで138年もの月日が流れ、(記録が残っているだけで)4,000人以上が本小学校を卒業。この南庄内小学校が心のふるさととして、皆さんの中に生き続けるよう願っています」と話しました。

明治8年に「柿野小学校」・「淵小学校」として創立し、その後合併や改称を繰り返しながら、昭和30年の町村合併で「庄内町立南庄内小学校」に。平成に入っても学校の敷地内に「ターザン森」や堅穴式住居を建設するなど、自然にあふれた小学校として、地域の方々と協力のもと独自の学校文化を形成しました。



▲「学校にありがとう!」プロジェクトとして、学校の歴史の掘り起こしやCM制作、合唱などを企画

▲当日は多くの方々が来校しました。

風物詩 春の訪れを告げる辻馬車開き

3月1日、今年で40回目となる「辻馬車開き」が由布院駅前行われました。辻馬車開きは、40年前に地震に見舞われ、観光客が激減した湯布院の町に活気を取り戻そうと始まりました。由布院温泉観光協会の桑野和泉会長は「湯布院は元気だよ!と伝えるために始まった辻馬車。今後一緒に歩んでいきたい」と話しました。当日は神事やテープカットが行われたほか、訪れた観光客につきたての餅を配布し、駅前が人であふれました。



表彰 さらなる飛躍を 芹沢慈眼くん 県体育協会表彰を受賞

2月6日、スポーツ功労者個人の部で大分県体育協会表彰を受けた芹沢慈眼くん(庄内中2年)が首藤市長に報告に訪れました。芹沢くんは、昨年7月に世界ジュニアゴルフ選手権に日本代表として出場。九州ゴルフ連盟の強化選手にも選ばれ、日々トレーニングに取り組んでいるそうです。芹沢くんは首藤市長から激励を受けると、「3月に行われる全国大会で良い成績を残したい」と抱負を述べました。今後の活躍を期待しています。

長寿 100歳のお祝い

これからもずっとお元気で。

2月21日に100歳を迎える佐藤ツギコさんをお祝いするため、庄内町櫟木のアットホームいずみに首藤市長が訪れました。佐藤さんは同町平石出身で結婚を機に同町長野に移りました。100歳を迎えた現在も元気いっぱい会話もすらすら。首藤市長との会話のやり取りも流暢にこなしていました。長生きの秘訣は好き嫌いなく食べることとのこと。100歳、本当におめでとうございます。



2月21日、首藤市長が別府市にある施設「一燈園サンヘルスピア」に訪れ、100歳を迎えた佐藤薫さんをお祝いしました。首藤市長の「これからも長生きしてくださいね」という問いかけには深くうなずいて答えました。佐藤さんは湯布院町塚原出身。農業を中心に生計を立て、60歳ごろから90歳過ぎまでお宮の掃除や花壇の手入れをして地域に貢献していたとのこと。100歳、本当におめでとうございます。

2月26日に100歳を迎えた佐々木文子さんをお祝いするため、首藤市長が湯布院町川北の温水園を訪れました。首藤市長からお祝いの言葉とともに花束と記念品を手渡されると、佐々木さんは「ありがとうございます」と朗らかに応え、市長やご家族との会話を楽しんでいました。佐々木さんは九重町出身で、若いころから農業に取り組み、育てた野菜を美味しく食べることを楽しみにしていたそうです。これからもお元気でいてください。



2月28日、大分市の施設「千の郷」に入所中の渡邊昇さんが100歳を迎え、首藤市長がお祝いに訪れました。首藤市長が「いつまでもお元気でいてください」と声をかけると、「ありがとう」としっかりした声で応えました。渡邊さんは湯布院町下湯平出身。電力会社に勤め、退職後は区長として地域の活性化に尽力しました。長寿の秘訣は感謝の気持ちを忘れず、夫婦仲良くいることとのこと。これからも長生きしてください。



快挙 囲碁大会で優勝!

2月9日に行われた第35回大分合同団体十傑囲碁大会(大分合同新聞主催)で、チーム「由布」(田内康男さん、小手川正司さん、西本正胤さん、丸尾欽也さん)が初優勝を飾りました。同大会はチーム4人一組で、1人3局ずつ対局、総合点を競う方式で行われ、チーム「由布」は全12局中11局で勝利。チームの一人西本さんは「いろいろなものが重なって結果が出た。昨年2点しか取れなかったのに、今年は2点しか落とさなかった」と大会を振り返りました。

木綿の山通信～歴史民俗資料館報～

vol. 24

仏像の最終回として羅漢部についてお話しします。

【羅漢部の仏像】

羅漢は阿羅漢の略で、尊敬を受ける人の意味です。すなわち仏道を修行して、迷いの世界を脱し、煩惱をたち切り、人々の供養を受けるにふさわしい境地（阿羅漢果）を得た人々のことです。こういった羅漢ないしは仏弟子とインド・中国・日本における仏教各宗の祖師たちとの像を総称して羅漢部と呼んでいます。主なものを紹介します。

<十六羅漢>

羅漢を直訳すると「…するに値する人」「受ける資格のある人」という意味です。これが発展して「修行を完成して尊敬に値する人」「悟りをひらいた高僧」を指します。十六羅漢とは、仏教をひらいたお釈迦様の弟子で特に優れた代表的な16人の弟子のことをいいます。それぞれ厚い尊信を受けていますが、このうち第一尊者を賓頭盧尊者と呼びます。神通力にすぐれすぎ、仏陀（釈迦）に叱られて南方で衆生済度につとめたと伝えられています。この像は日本では寺の本堂の外陣の前縁に置かれ、病人が患部と同じ箇所をなでて病氣回復を祈願する風習が盛んでした。つるつる頭を「おびんずる」と呼ぶのはここからきているようです。十六羅漢のほか五百羅漢も多く作られていますが、五百は多数の意味で、500人の羅漢の名前が決まっているわけではないようです。

※ 16羅漢名
賓頭羅跋囉憍闍尊者（略称 賓頭盧尊者）
迦諾迦跋蹉尊者 迦諾迦跋蹉墮闍尊者
蘇頻陀尊者 諸鉅羅尊者
跋陀羅尊者 迦哩迦尊者
伐闍羅弗多羅尊者 戎博迦尊者
半託迦尊者 囉怛羅尊者
那伽犀那尊者 因揭陀尊者
伐那婆斯尊者 阿氏多尊者
注茶半呬迦尊者

<十大弟子>

羅漢と同じく釈迦の弟子のうち、主だった10人をいいます。智慧第一の舍利佛、神通第一の目犍連、説法第一の富樓那、解空（般若の真理を説く）第一の須菩提、戒行第一の羅睺羅、論義第一の迦旃延、頭陀（無執着の行）第一の大迦葉、天眼（天人の所

有する眼力）第一の阿那律、持律（戒律に特に詳しい）第一の優婆離、多聞（仏陀教説の聴聞の記憶）第一の阿難陀がそれにあたります。十大弟子像は通常、釈迦像の左右に置かれます。これらの像は歴史的な人物ですが、厳密には肖像ではありません。すべて法衣をまとい立つ像形で足には沓かサンダルをはいています。

<祖師の像>

祖師ないしはそれに準ずる人々の像は彫刻よりも画像のほうが多いようですが、ここでは彫刻に絞って紹介します。インドの祖師では釈尊の弟子であった維摩居士、仏滅一千年後にでた法相宗開祖の無著・世親の兄弟像などが知られているようですが、6世紀に中国に禅を伝えた菩提達磨像も作られています。中国の祖師では、律宗を伝えた鑑真和上像が特に知られていますが、浄土教の開祖善導の像もかなり作られているそうです。日本の祖師では、南都仏教関係に聖徳太子・行基・良弁像などがあり、特に聖徳太子は少年期の孝養像のほか、幼年期の南無仏像、壮年期の摂政像などがあります。平安仏教では最澄・空海・良源たちの像や、修験道関係では開祖役行者の像があります。鎌倉仏教では東大寺を再興した重源、日蓮宗の日蓮像などがありますが、禅宗関係の高僧の像が中世を通じて多く作られたようです。禅僧の肖像を頂相（ちんそう）といいます。元来は俗人に見られぬ仏陀の頭頂部の様相という意味で、これを禅僧が師から授かって尊信したものです。



▲賓頭盧尊者像



▲聖徳太子像

問い合わせ

由布市陣屋の村歴史民俗資料館
☎ 097-583-3941

由布市教育委員会 社会教育課文化振興係
☎ 0977-84-2604

ひろげよう学びの輪

公民館からの学習情報
vol.58

学び（生涯学習）の拠点である公民館の情報を、毎月このコーナーで紹介しています。あなたに役立つ学びの情報が、きっとあると思います。

問い合わせ

挾間公民館(はさま未来館) ☎097-583-1118
庄内公民館 ☎097-582-0214
湯布院公民館(中央公民館) ☎0977-84-2604

第25回 ゆふいんこども映画祭開催！

3月1日、湯布院公民館にて第25回ゆふいんこども映画祭が開催されました。「こどももおとなも楽しめる映画祭」をテーマに短編アニメーションや外国の映画も含め話題の8作品を上映しました。多くの方にご来場いただき、大盛況のうちに終了しました。



はさま未来館より臨時休館日のお知らせ

はさま未来館は2月に引き続き、施設設備点検のため臨時休館日があります。皆さまには大変ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

●臨時休館日●
3月25日(火)
午前8時30分～正午

地域協育支援者（学習補助協力者）を募集！

由布市では、地域の力を活用した次世代育成・協働した教育支援の一環として、学校支援活動や放課後や休日を利用した子どもチャレンジ教室を行っています。その中で、学校からの要請などに応えるため、ボランティア協力者登録を随時募集しています。あなたも、これまで培ってきた得意分野を、子どもたちの育成のために活かしてみませんか。

平成26年度からは、国語・算数・英語などの教科について、学校の指導と連動した補充学習を行う教室（仮称：寺子屋）を開始する予定です。現在、特に次の項目についての指導ができる方を大募集中です。

【教室形態と指導内容】 各小学校区で開催 主に小学校2・3年生の国語・算数（予定）
漢字や基本的な文法、音読。計算力のスピードアップ 等

【業務内容】 ① 指導の中心となる指導管理業務 ② 採点の補助や児童支援を行う支援業務
【その他】 業務に応じて薄謝あり

準備や後片付けも含め、一日2時間程度（午後3時～午後5時を想定）
※実際の指導時間は1時間程度です。
年間20日程度 ※実施曜日は小学校区により異なります
子どもたちの心を守り、優しく指導のできる方
個人情報の秘匿のできる方

【募集期間】 3月17日(月)～3月28日(金)まで（これ以降も随時受付）
上記以外の支援者も随時募集しています。

①学校の要請に応じた学校教育活動の補助
（ゲストティーチャー〔授業補助〕、環境整備作業など）※ボランティア
②子どもチャレンジ教室等の指導者または安全管理員（見守り）※若干の謝礼あり
◆登録いただいた方すべてに活動要請があるわけではありません。

【申込先】 挾間公民館内挾間中学校区ネットワーク会議（はさま未来クラブ） ☎ 097-583-1118
庄内公民館内庄内中学校区ネットワーク会議（庄内あつまるクラブ） ☎097-582-0214
湯布院公民館内湯布院中学校区ネットワーク会議
（湯布院町青少年ボランティアサポートセンター） ☎0977-84-2604

【問い合わせ】 社会教育課（湯布院庁舎） ☎ 0977-84-3111（内線 565）
学校教育課（湯布院庁舎） ☎ 0977-84-3111（内線 242）

大人から知恵を
子どもから元気を！！





試験

警察官A採用試験

試験種類

- ①警察官A（男性）（共同試験）
- ②警察官A（女性）（大分県のみ）

男性は、大分県人事委員会、警視庁（東京都）、愛知県・大阪府・兵庫県警察本部による共同試験のため、希望する都府県を受験できます。女性は大分県のみです。

受験資格（大分県警） 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者または平成27年3月までに卒業見込みの者。（人事委員会が同等の資格があると認める者）

第1次試験日 5月11日(日)

試験会場 大分商業高等学校(大分市西浜)

受付期間

〈郵送・持参〉3月24日(月)～4月11日(金)
 〈インターネット〉3月24日(月)～4月6日(日)

問い合わせ 大分県警察本部警務課人事係

☎フリーダイヤル 0120-204-110

危険物取扱者試験

日時 6月22日(日) 午前10時～

場所および種類 大分大学（午前：甲種・4類を除く乙種・丙種、午後：乙種4類）、別府青山中学校、県立中津東高校、県立日田林工高校、県立三重総合高校、日本文理大学附属高校、県立国東高校（甲種、乙種全類、丙種）

受付期間 電子申請：4月19日(土)～5月5日(月)
 書面申請：4月22日(火)～5月8日(木)

願書配布場所

由布市消防本部予防課、県消防保安室など

願書提出先 消防試験研究センター大分県支部

☎097-537-0427

前期技能検定試験

技能検定は、働く人たちの持っている技能を一定の基準により検定し、公証する技能の国家検定制度です。

職種 園芸装飾、機械加工、放電加工、金属プレス加工など

申請書受付期間 4月7日(月)～4月18日(金)

問い合わせ 大分県職業能力開発協会

☎097-542-3651

FAX 097-542-0996

相談

由布市無料相談のお知らせ

【行政相談】担当：行政相談員

●困ったら1人で悩まず行政相談（秘密厳守）
 はさま未来館 4月 5日(土) 午前9時～正午
 庄内庁舎 4月 4日(金) 午前9時～午前11時
 湯布院庁舎 4月16日(火) 午前10時～正午

【不動産相談】担当：宅地建物取引主任者

土地の境界等、不動産全般に関すること（電話相談可能）
 庄内庁舎 4月7日(月) 午前8時30分～正午

【司法書士市民相談】担当：司法書士（予約者優先）

不動産、商業登記、成年後見等の法律相談
 挾間庁舎 4月 8日(火) 午後1時30分～午後4時
 庄内庁舎 4月16日(火) 午後1時30分～午後4時
 湯布院庁舎 4月 1日(火) 午後1時30分～午後4時

【行政書士相談】担当：行政書士

遺言相続、農地、温泉、成年後見等のお悩みごと
 挾間庁舎 4月18日(金) 午後1時～午後3時
 庄内庁舎 4月11日(金) 午後1時～午後3時
 湯布院庁舎 4月 4日(金) 午後1時～午後3時

問い合わせ 総務課総務係

☎097-582-1111（内線205）

こころの相談日

●日時 3月14日(金)
 午前10時～正午 ※要予約

相談場所・問い合わせ

中部保健所由布保健部

☎097-582-0660

●日時 4月11日(金) ※要予約

面接相談 午後1時～午後2時30分

電話相談 午後3時～午後4時30分

相談場所・問い合わせ 庄内保健センター

☎097-582-1111（内線501）

募集

防災管理新規講習

日時 4月24日(休)

会場 大分県教育会館 201研修室(大分市下郡)

受付期間 3月20日(木)～3月31日(月)

定員 50人

申込先・問い合わせ

(一財)大分県消防設備安全協会

☎097-537-3125

FAX097-537-3139



食生活改善推進員育成研修生養成講座

食生活改善推進員とは、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、バランスのとれた食事の重要性を普及・啓発していくボランティア活動をする人のことです。

開催日 毎月第2火曜日

（4月から開始、ただし4月のみ15日開催）
 午前9時30分～午後1時30分

期間 1年間（平成26年4月～平成27年3月）

場所 庄内庁舎保健センター2階調理室

内容 病態別の講義・糖度実験・運動実技・調理実習

参加条件 由布市内在住の市民。研修終了後必ず各支部の協議会に入会しボランティア活動に参加できる人。

費用 テキスト・食品成分表代1,500円程度

定員 20人

申込期限 4月4日（金）

申込先・問い合わせ はさま健康センター

☎097-583-1111（内線2123）

お知らせ

スポーツ安全保険に加入しませんか？

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア・地域・指導活動などを行う5人以上のアマチュア団体やグループを対象にした保険です。グループが安心して活動ができるように、みんなで加入しましょう。

受付期間 平成27年3月30日(月)まで

保険期間 4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

加入依頼書は、スポーツ振興課（湯布院B＆G海洋センター内）および各公民館に設置しています。

問い合わせ

スポーツ振興課（湯布院B＆G海洋センター内）

☎0977-84-3111（内線553）

高校生のシャトルバス・スクールバスの利用について

市内の高校生が通学のためにシャトルバスやスクールバスをいつも利用する場合、通学乗車証（定期券）により月額往復4,000円（片道2,000円）の利用料で乗車することができます。

詳しくは、学校教育課までおたずねください。

問い合わせ 学校教育課（湯布院庁舎）

☎0977-84-3111（内線234）

農業者年金に加入しませんか？

老後の生活を安心サポートします！3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます。

①60歳未満の方

②国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）

③年間60日以上農業に従事する方

申込先・問い合わせ 由布市農業委員会（挾間庁舎）

☎097-583-1111

全国農業新聞を購読しませんか？

全国農業新聞は、「くらしと経営」に役立つ情報をお届けします。農業に関する最新技術・新製品や新品種、全国各地で活躍している農業者の工夫やアイディア等、経営に役立つ情報を紹介しています。1週間に1部！農業・農政の動きがよくわかります。

申込先・問い合わせ 由布市農業委員会（挾間庁舎）

☎097-583-1111

協会けんぽ加入者の皆さんへ

平成26年3月分（4月納付分）から介護保険料率が変わります。健康保険料率は変わりません。

介護保険（全国一律）1.72%（現行1.55%）

健康保険（大分支部）10.08%（現行から変更なし）

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※健康保険料と介護保険料は、労使折半です。

問い合わせ 全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部

☎097-573-5630

さくら観賞ウォークのご案内（雨天決行）

開催日時 4月6日(日) 午前9時～集合・出発

集合場所 志高湖キャンプ場駐車場（別府市志高）

持参する物 会費200円、帽子、水筒、雨具、タオル等。

※万一事故発生の場合は主催者加入保険の範囲内での補償になります。

問い合わせ 由布高原ウォーキング協会事務局 高

☎0977-85-3067